

# 第3次苫小牧市総合防犯計画(素案)

## 【令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)】

令和 6年11月  
苫 小 牧 市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標	1
3 計画期間	1
4 計画の対象	2
5 計画の位置づけ	2

## 第2章 犯罪の現状と課題

1 刑法犯認知件数の推移	3
2 犯罪の現状	4
3 地域防犯活動の現状	7
4 市民アンケート調査	11
5 安全で安心なまちづくりへの課題	15

## 第3章 施策の体系と主な取組

1 施策の体系	16
2 主な取組	17

## 第4章 計画の達成指標・活動目標と進行管理

1 達成指標	26
2 活動目標	26
3 推進体制と進行管理	27

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

苫小牧市は、犯罪のない安全な市民生活の確保を目的に「苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例（平成13年条例第21号。以下「防犯条例」という）」を施行しました。

防犯条例第3条の規定において「市は、防犯に関する施策の基本に基づく施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と定められていることから、平成27年と令和2年に各5カ年を期間とする「苫小牧市総合防犯計画」を策定し、防犯活動を推進しています。市と地域が一体となり取り組んできたことにより、本市の刑法犯認知件数は、令和2年には660件と、策定前の平成26年の1,403件と比較して2分の1以下まで減少しております。

しかしながら、全国では、減少が続いている刑法犯認知件数が、令和4年には再び増加に転じ、組織的に犯罪を敢行している特殊詐欺や連続強盗事件など、様々な犯罪が悪質化、複雑化している状況が見られます。

本市においても、全国の傾向と同様に刑法犯認知件数が令和3年から増加に転じたほか、子どもを対象とした声かけ事案や、主に高齢者を狙った特殊詐欺等が、手口を巧妙化させて身近なところで発生していることから、市民の安心感を高める取組をさらに強化・推進する必要があります。

## 2 計画の目標

### 安全・安心で快適に暮らせるまち とまこまい

市民一人一人の防犯意識の啓発及び地域ぐるみの防犯活動を推進し、地域と行政の協力体制の維持・向上により、市民が安全で安心して生活することができるまちづくりを進めます。

## 3 計画期間

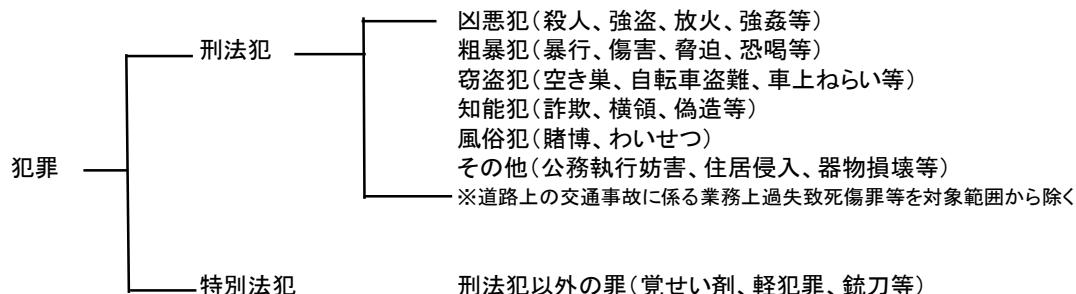
令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜、見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めます。

## 4 計画の対象

犯罪への対策には、防犯活動等により犯罪を未然に防止する「犯罪の予防」と、警察等の専門機関による犯罪捜査である「犯罪への対応」があります。

本計画の対象は、犯罪を未然に防ぐ「犯罪の予防」に関する取組とし、市民、事業者と関係機関等が、それぞれの役割と責任の下に連携して取り組みます。

【図1 犯罪種別分類】



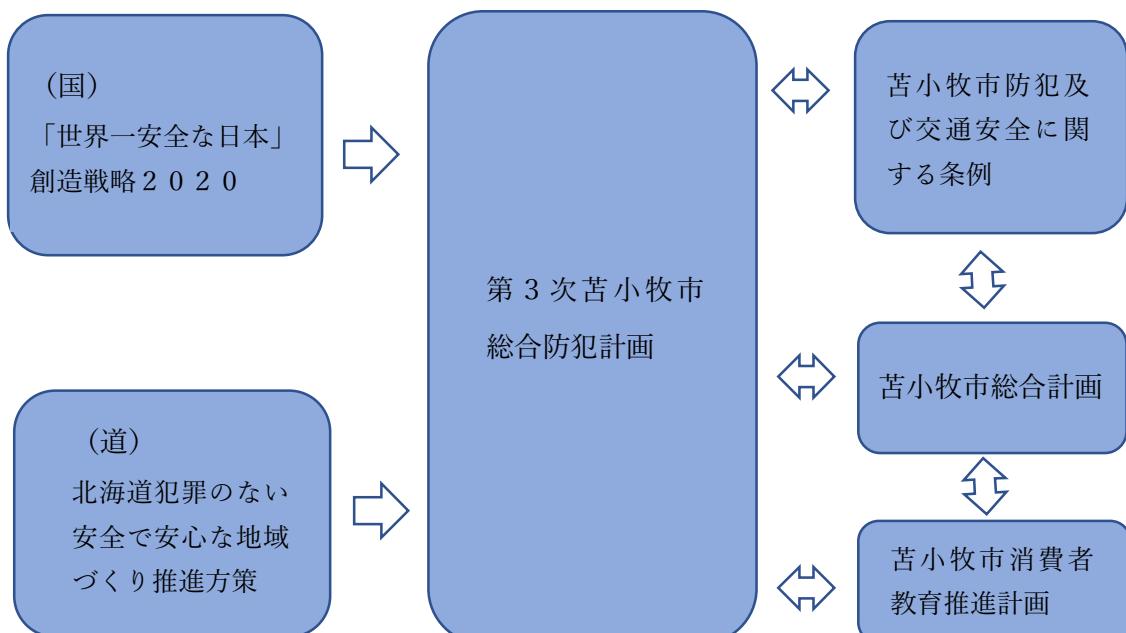
## 5 計画の位置づけ

本計画は、防犯条例に基づき「苫小牧市総合計画（第7次基本計画）」と整合を図り、市の防犯に関する施策を具体化する計画とします。

なお、本計画に掲げた取組を着実に推進し、犯罪を未然に防ぎ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することで、SDGsの目標「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。



【図2 計画の位置づけ】



## 第2章 犯罪の現状と課題

### 1 刑法犯認知件数の推移

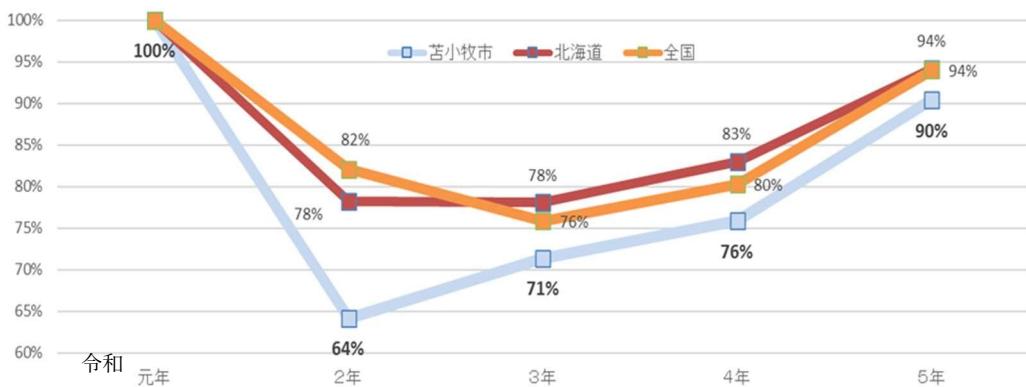
本市の刑法犯認知件数は、平成15年の3,826件をピークに、令和2年まで減少傾向が続いていました。令和3年からは増加に転じていますが、令和2年～令和5年にかけては、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた行動制限等が、刑法犯認知件数の減少に影響したとの国分析もあることから、コロナ禍前との比較も必要です。

令和5年の刑法犯認知件数は929件で、令和2年に比べ269件の増となっておりますが(図3)、コロナ禍前の令和元年と比べると、99件の減(△10%)です(図4)。全国、北海道の刑法犯認知件数についても、同様な傾向が現れており、今後の動向について注視する必要があります。

【図3 刑法犯認知件数の推移】



【図4 新型コロナウイルス感染症拡大前後(令和元年～5年)の刑法犯認知状況の変化】



※ 警察庁・北海道警察本部・苦小牧警察署統計

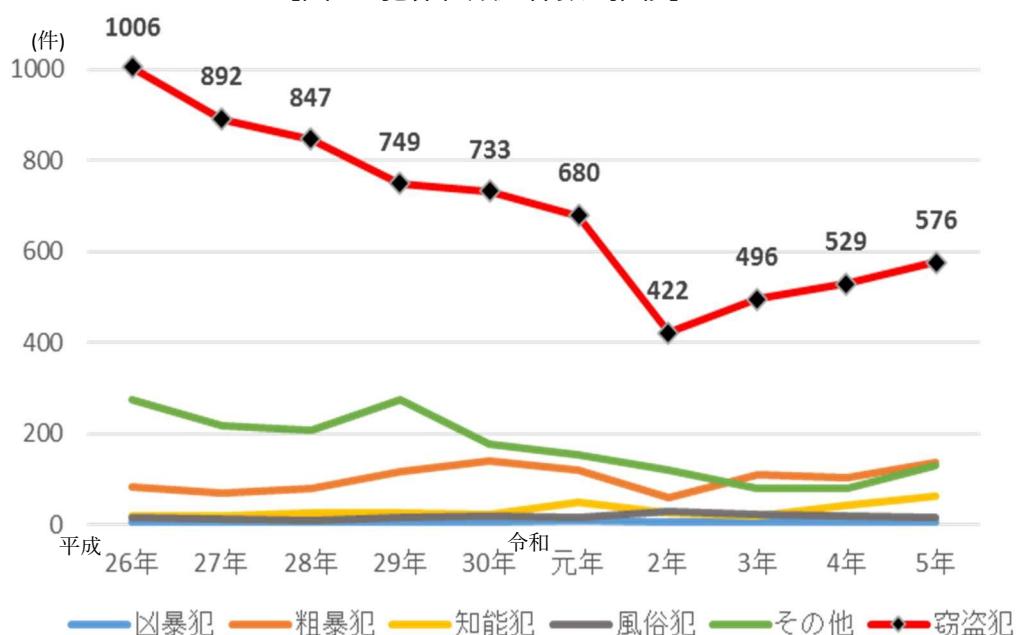
## 2 犯罪の現状

### ■犯罪の種類

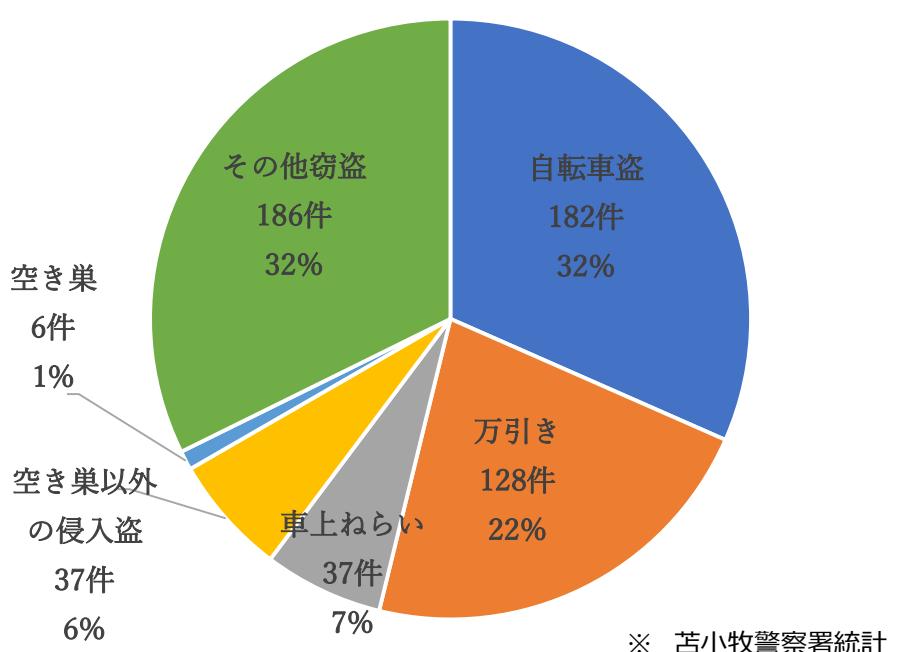
市内で起きている犯罪を種類別でみると、窃盗犯が最も多く平成26年～28年は全刑法犯認知件数の7割以上を占めておりましたが、平成29年度以降は6割台で推移しています。

令和5年の窃盗犯は576件で、前年より47件増加しました(図5)。特に、自転車盗は前年より51件増の182件となっており、窃盗犯に占める割合で3割、全刑法犯認知件数に対しては2割を超えています(図6)。

【図5 犯罪種類別件数の推移】



【図6 窃盗主要手口(令和5年)】

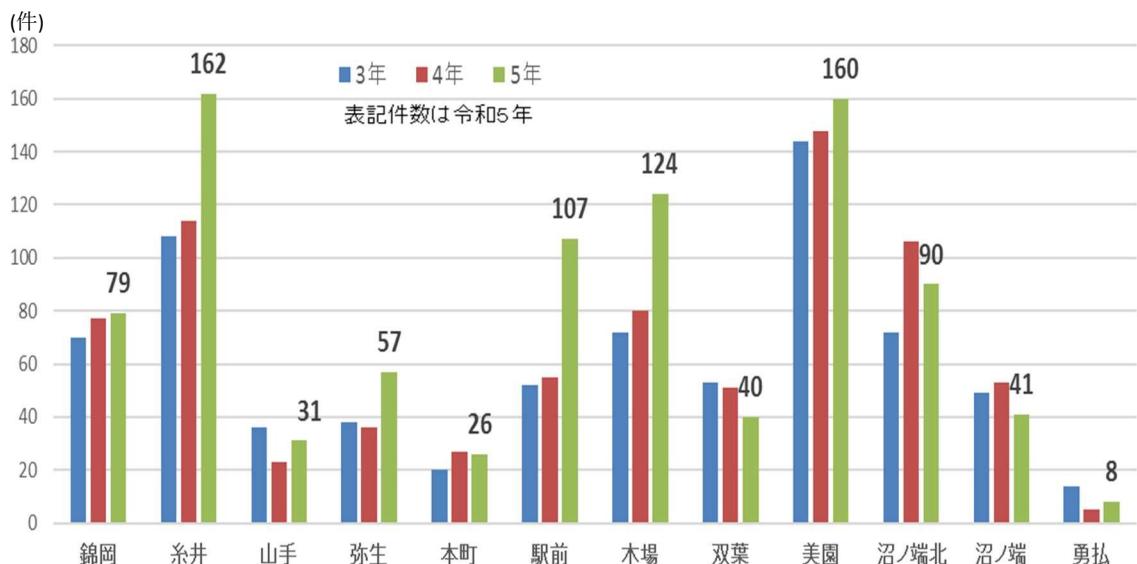


## ■交番(派出所)別刑法犯認知件数

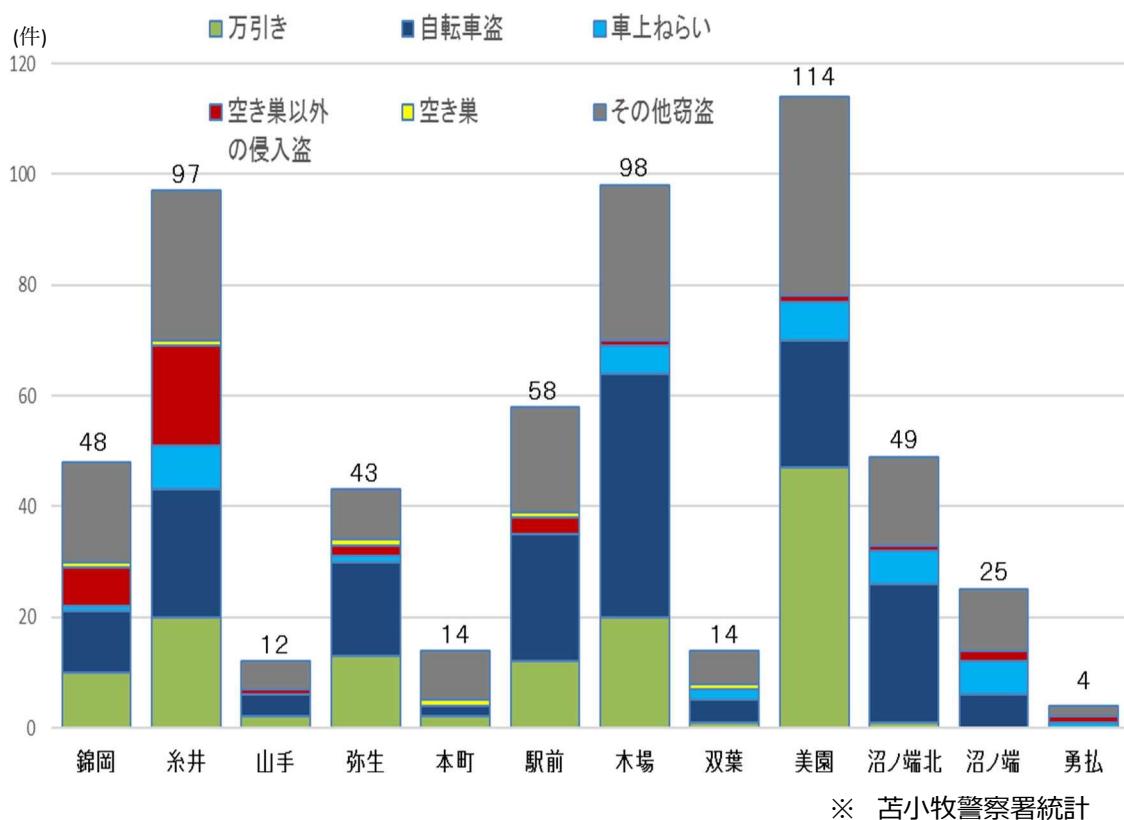
令和5年の刑法犯認知件数を交番(派出所)別でみると、糸井交番、美園交番、木場交番、駅前交番、沼ノ端北交番が多くなっています(図7)。

いずれの交番も管轄区域に駅や商業集積地を抱えており、自転車盗などの窃盗犯が多いことが共通しています(図8)。また、糸井交番と美園交番、沼ノ端北交番の管轄区域人口の合計は、市内全人口の48%を占めており、比例して件数も多くなっています。

【図7 交番(派出所)別刑法犯認知件数推移（令和3年～5年）】



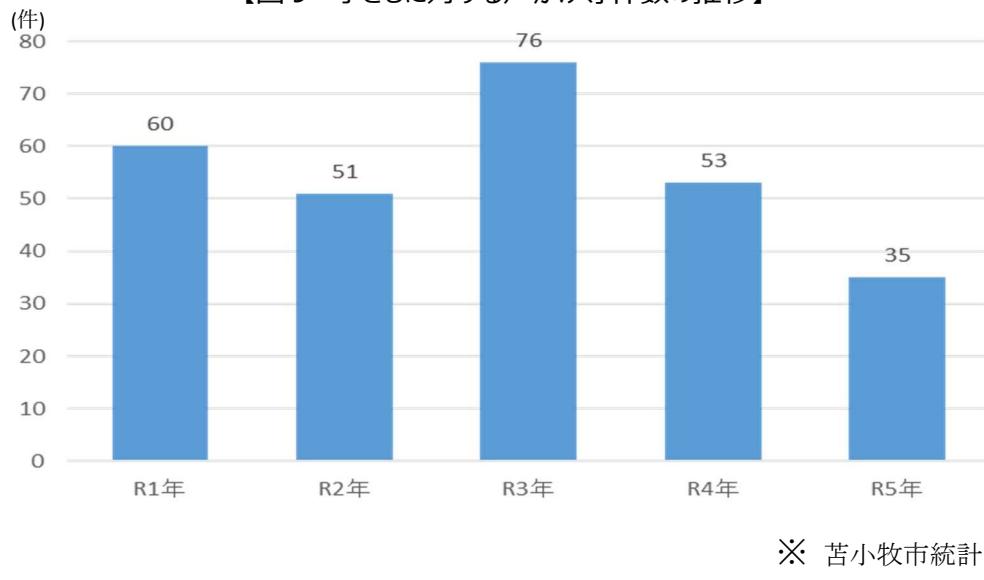
【図8 交番(派出所)別窃盗主要手口認知件数（令和5年）】



## ■子どもに対する声かけ事案など

子どもに対する「声かけ」や「つきまとい」等は、令和4年から減少傾向にあります(図9)。令和5年は「声かけ」が最も多く15件、次いで「つきまとい」8件、「容姿の撮影」6件、「身体露出」3件、「痴漢・身体への接触」2件、「その他」1件となっています。発生時間帯は午後3時から5時の登下校時と遊戯時、発生場所は道路(歩道)と公園が多くなっています。

【図9 子どもに対する声かけ等件数の推移】



※ 苫小牧市統計

## ■特殊詐欺など

電話などを利用し、現金等をだまし取る特殊詐欺被害は、全国的に後を絶ちません。苫小牧警察署管内でも、令和5年は、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺など4件で、約1千2百万円の被害が発生しています(表1)。

手口は社会情勢に応じて変化しており、最近ではSNS型投資詐欺や恋愛感情を悪用したロマンス詐欺など、悪質かつ巧妙になっています。被害者の多くは高齢者ですが、SNSを日常的に利用する若い世代が被害にあうケースも増えています。

【表1 特殊詐欺被害件数の推移】

	元年	2年	3年	4年	5年
オレオレ詐欺	1				2
預貯金詐欺		4			
架空料金請求詐欺	5	4	2	1	1
融資保証金詐欺	1		1		
キャッシュカード詐欺盗		1	1		
ギャンブル詐欺	1				
その他の特殊詐欺					1
計	8	9	4	1	4
金額(円)	12,825,299	12,719,996	5,025,400	3,929,600	12,331,980

※ 苫小牧警察署統計

### 3 地域防犯活動の現状

#### (1) 自主防犯団体

町内会をはじめとする自主防犯団体の活動は、地域の治安を良好に保ち、市民生活の安全と平穏を守るために、なくてはならない存在です。

一方で、高齢社会の進行や町内会加入率の低下による担い手不足のほか、防犯パトロールの縮小や中止を余儀なくされるなど、社会情勢の変化は、自主防犯団体の活動にも影響を及ぼしていることから、現在の活動状況などについて、令和5年10月に調査を行いました。

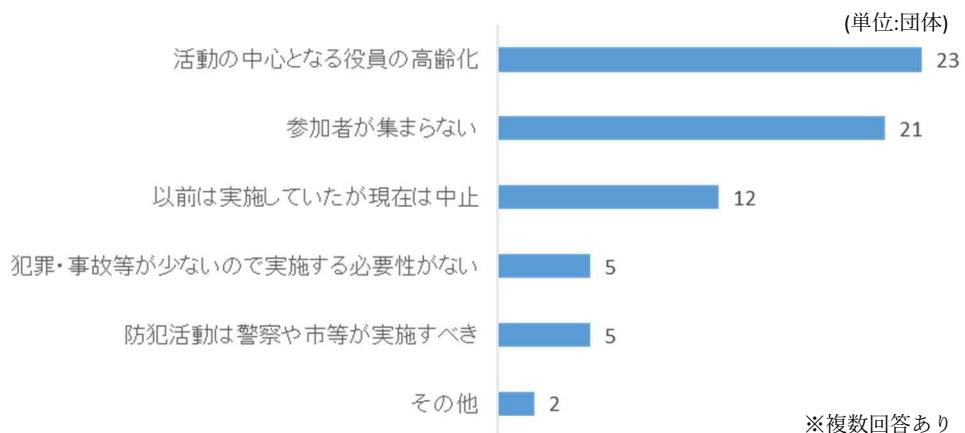
##### ① 自主防犯団体の内訳

活動中の76団体の内訳は、町内会が60団体、老人クラブが7団体、NPO法人などが9団体です(図10)。活動を実施していない町内会などでは「活動の中心となる役員の高齢化」「参加者が集まらない」が多くを占めました(図11)。また、「以前は実施していたが現在は中止」している団体からは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、防犯パトロールなど集団活動を中止し、再開が難しくなっているとの意見もあります。

【図10 活動中団体の内訳】

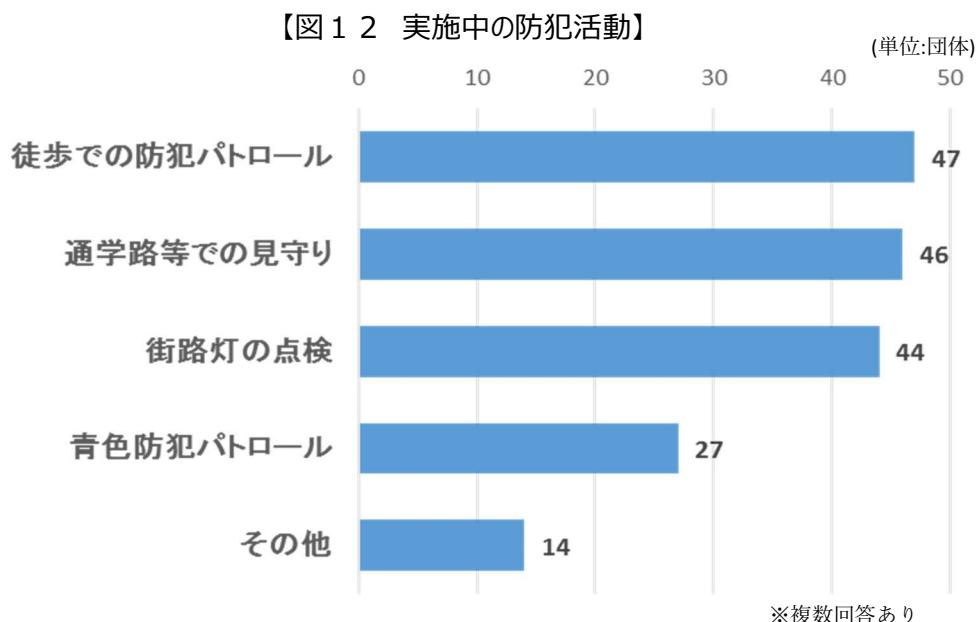


【図11 活動未実施の理由】



## ② 実施している防犯活動

徒歩又は青色回転灯を装備した車両でのパトロールを中心に、通学路での見守りなど、地域に密着した複数の活動を実施中です(図1-2)。



## ③ 参加者の人数・年代

参加者は766人で、1団体平均では約10人となります。5人以下で活動する団体は33団体で4割を超えており、限られた人数で活動している様子がうかがえます。

年代別では、70代以上が全体の過半数で、60代と合わせると8割近くを占めており(図1-3)、現在活動中の団体にとっても「役員の高齢化」は、喫緊の課題です。



## (2) ながら見守りタイ！

ウォーキングや散歩、買い物、ジョギングなどの際に、地域を見守る「ながら見守りタイ！」は、個人が日常活動に合わせて、不審な人物や車両がないかなど、ちょっと気にして見る活動として、令和3年8月から取り組んでいます。

個人の都合の良い時間・場所で参加できるなど、自由度が高く気軽に活動できることから、これまでに防犯・見守り活動経験のない市民の参加が多くなっています。

また、活動の際「とまチョップビブス」を着用することから、子どもや周囲とコミュニケーションが取りやすくなり、地域内の交流が増加し、防犯意識が向上することも期待できます。

参加者の活動状況等について、令和5年6月にアンケート調査を行いました。

### ① 参加者の年代、参加経験

自主防犯団体と同様に、70歳代以上の割合が最も多く54%を占めていますが、50歳代以下の割合は30%と自主防犯団体の15%の2倍となっており、より幅広い年代層が参加しています(図14)。

また、これまで防犯・見守り活動の経験は無かったものの「ながら見守りタイ！」をきっかけとして、参加した市民は34%です(図15)。

【図14 参加者の年代比較】



【図15 防犯・見守り活動の参加経験】

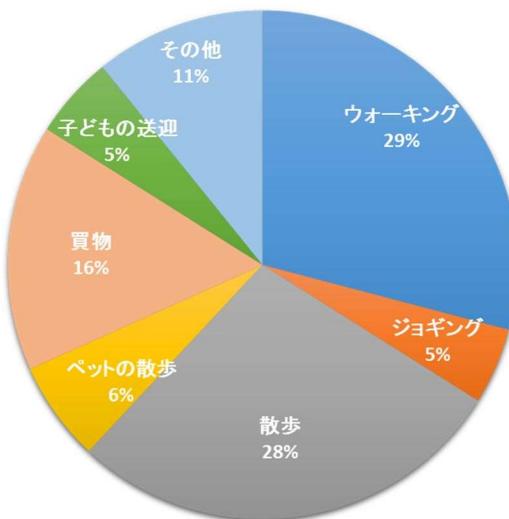


## ② 主な活動内容

「ウォーキング」が29%で最も多く、次いで「散歩」が28%で「ペットの散歩」や「ジョギング」を合わせると68%になり、日常の運動習慣を行いながら活動していただいております(図16)。

「その他」では、家の周囲や公園を掃除しながら、町内会の文書配布時など、日常生活の短い時間を活用して活動している様子がうかがえます。

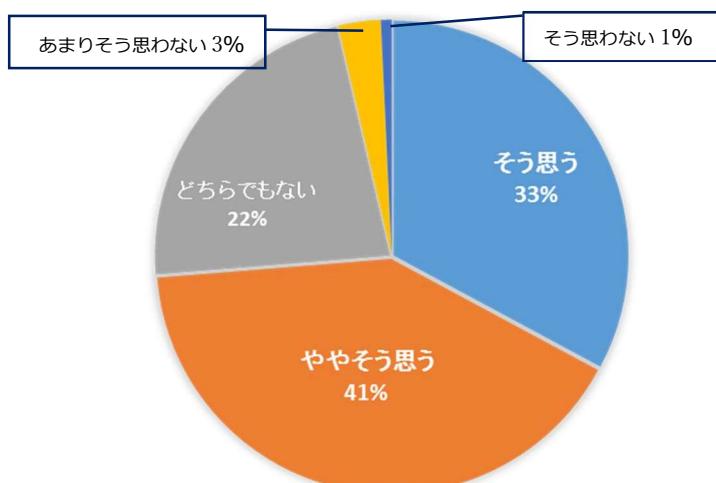
【図16 主な活動内容】



## ③ 活動中の出来事

「ながら見守りタイ！」は、無理せず続けられる活動を目指しており、楽しみながら参加できるかは大事なポイントです。「そう思う」「ややそう思う」を合わせて74%が、楽しみながら参加できたと答えており(図17)、今後の継続が期待できます。また、子どもや周囲の人に「声をかけた」「声をかけられた」を合わせると78%となり、コミュニケーションの入口として機能しています(図18)。

【図17 楽しみながら参加できる】



【図18 子どもや周囲の人に…】



※ 「ながら見守りたい！アンケート」(令和5年)

## 4 市民アンケート調査

市民の防犯意識や地域の防犯活動に関して、令和6年5月にアンケートを実施しました。

### (1) 防犯に関する意識

#### ① 犯罪にあわないように、意識を持って暮らしている市民の割合

「常に意識している」、「どちらかといえば意識している」は、平成26年度は86.8%でしたが、今回のアンケートでは9割を超えており、ほとんどの市民は防犯対策を意識して暮らしています(表2)。

【表2 防犯に関する意識の推移】

	令和6年度	令和元年度	平成26年度
常に意識している	53.3%	44.8%	34.9%
どちらかといえば意識している	39.3%	48.9%	51.9%
小計	92.6%	93.7%	86.8%
どちらかといえば意識していない	3.6%	4.3%	9.0%
意識をしていない	1.8%	0.6%	2.9%
小計	5.4%	4.9%	11.9%
無回答・その他	2.0%	1.3%	1.3%

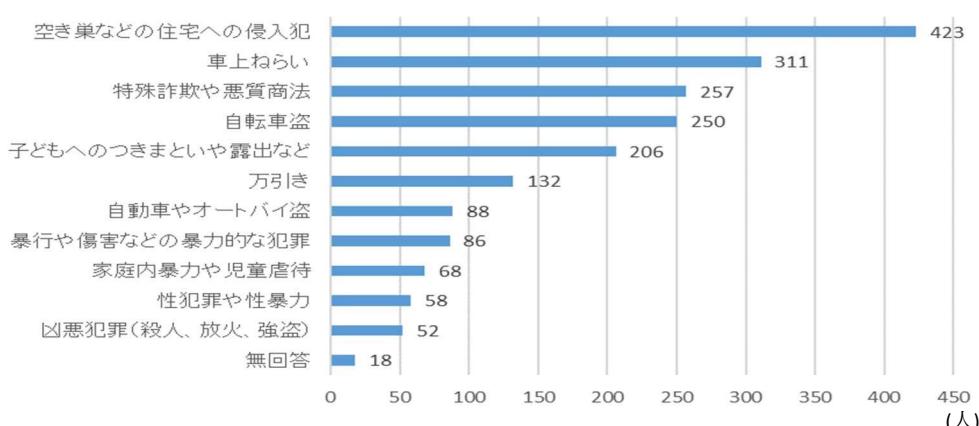
#### ② 身近で発生する可能性が高いと思う犯罪

「空き巣などの住宅への侵入犯」、「車上ねらい」が高い割合を占めています(図19)。「特殊詐欺や悪質商法」は、60歳代以上で回答割合が高く、40歳代以下は低い傾向にあります(表3)、SNSを活用した投資詐欺など、新たな手口が次々と現れており、若者が闇バイトなどで知らぬ間に犯罪に加担してしまうなど、被害が拡大しています。

子どもに関する犯罪については、40歳代以下の回答割合が高くなっています。子どもに関する犯罪については、40歳代以下の回答割合が高くなっています。子どもに関する犯罪については、40歳代以下の回答割合が高くなっています。

【図19 身近で発生する可能性が高い犯罪】

※複数回答あり



【表3 身近で発生する可能性が高い犯罪(年代別)】

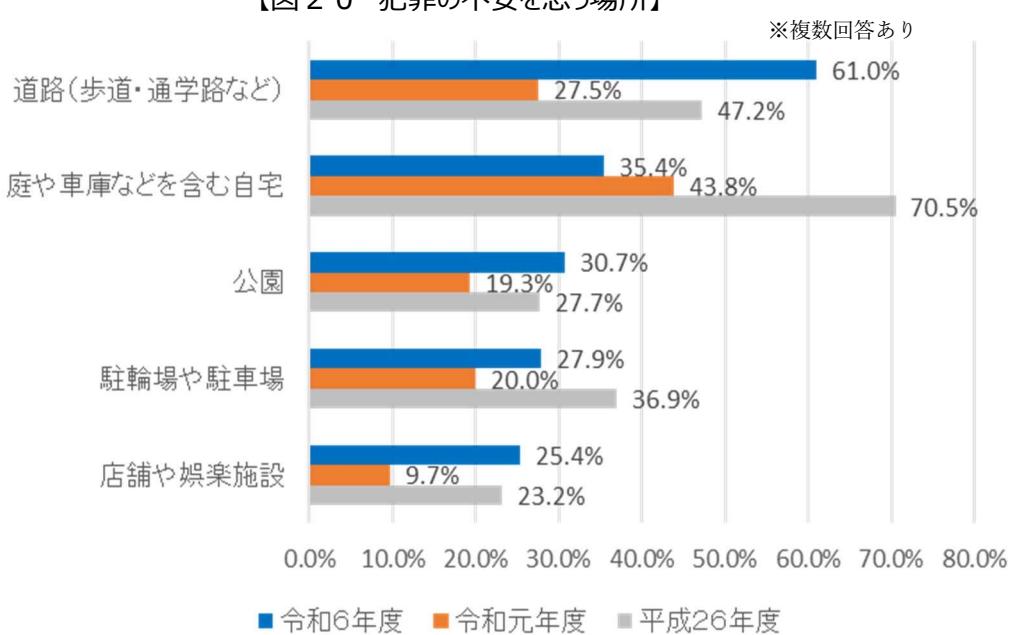
	特殊詐欺や 悪質商法	子どもへのつきまとい 露出など
全体	43.5%	34.8%
18歳～29歳	8.3%	45.8%
30歳代	31.0%	63.4%
40歳代	34.8%	62.0%
50歳代	45.5%	37.5%
60歳代	55.2%	25.0%
70歳代	47.7%	17.4%
80歳代～	52.9%	10.3%

### ③ 犯罪にあうかもしれない不安に思う場所

「道路」、「自宅」が上位を占める傾向は、過去のアンケートと同様ですが、「道路」と「公園」は増加しているのに対して「自宅」は大きく減少しています（図20）。

犯罪にあわないように、意識を持って暮らしている市民の割合が高いことから、安全対策が進み「自宅」は減少したとも考えられますが、公共の場所である「道路」や「公園」を不安に感じる市民が多いことから、引き続き犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めていく必要があります。

【図20 犯罪の不安を思う場所】



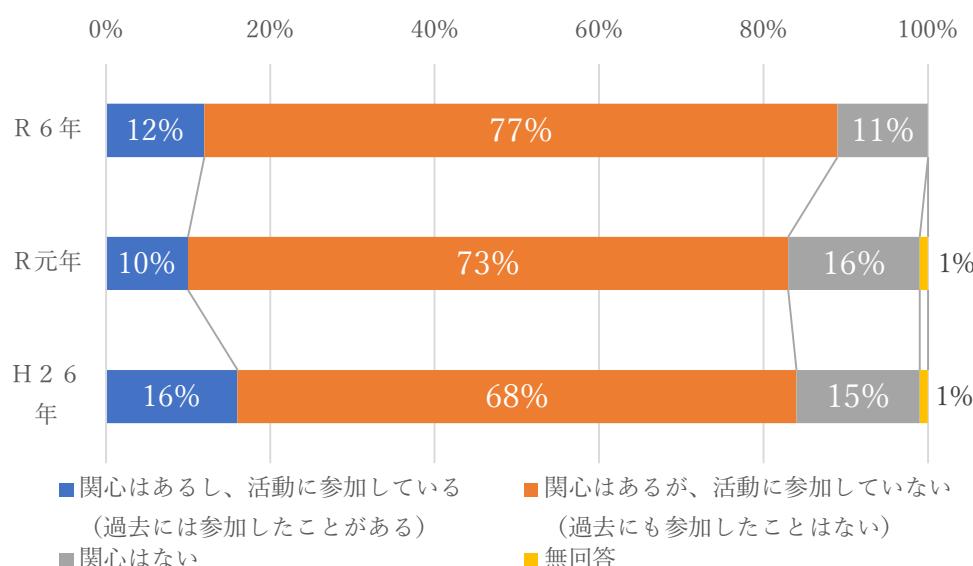
## (2) 地域の防犯活動

### ① 地域防犯活動に関心がある市民の割合

「関心はあるし、活動に参加している（過去に参加したことがある）」市民の割合は12%で、令和元年度から2%増えていますが、平成26年度からは4%減少しています（図21）。年代別では60歳代以上に比べて、40歳代以下の割合が低い傾向にあります（表4）。

一方で「関心はあるが、活動に参加していない（過去に参加したことない）」は全体では76.8%、特に30歳代では83.3%を占めており、関心を行動につなげるアプローチしたいで、地域防犯活動への参加が期待できます。

【図21 地域防犯活動に関心がある市民の割合の推移】



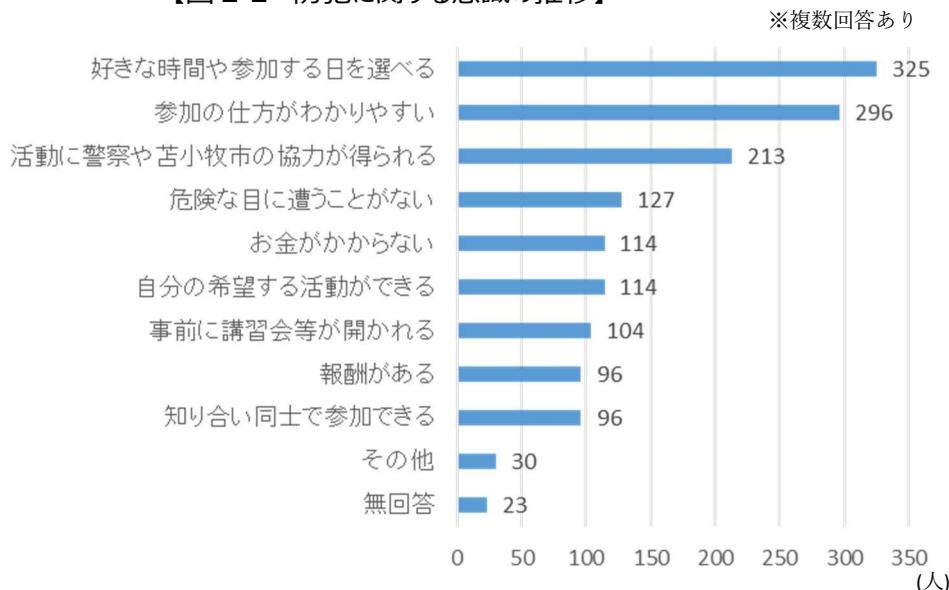
【表4 地域防犯活動に関心がある市民の割合（年代別）】

	関心はあるし、活動に参加している (過去に参加したことがある)	関心はあるが、活動に参加していない (過去にも参加したことない)	関心はない
全体	11.5%	76.8%	11.7%
18歳～29歳	0.0%	62.5%	37.5%
30歳代	4.2%	83.3%	12.5%
40歳代	9.9%	75.8%	14.3%
50歳代	12.4%	73.0%	14.6%
60歳代	14.3%	77.5%	8.2%
70歳代	13.4%	79.2%	7.4%
80歳代～	16.4%	74.6%	9.0%

## ② 地域防犯活動に参加する条件

「好きな時間や参加する日を選べる」、「参加の仕方がわかりやすい」と答えた市民の割合が高くなっています（図2-2）。

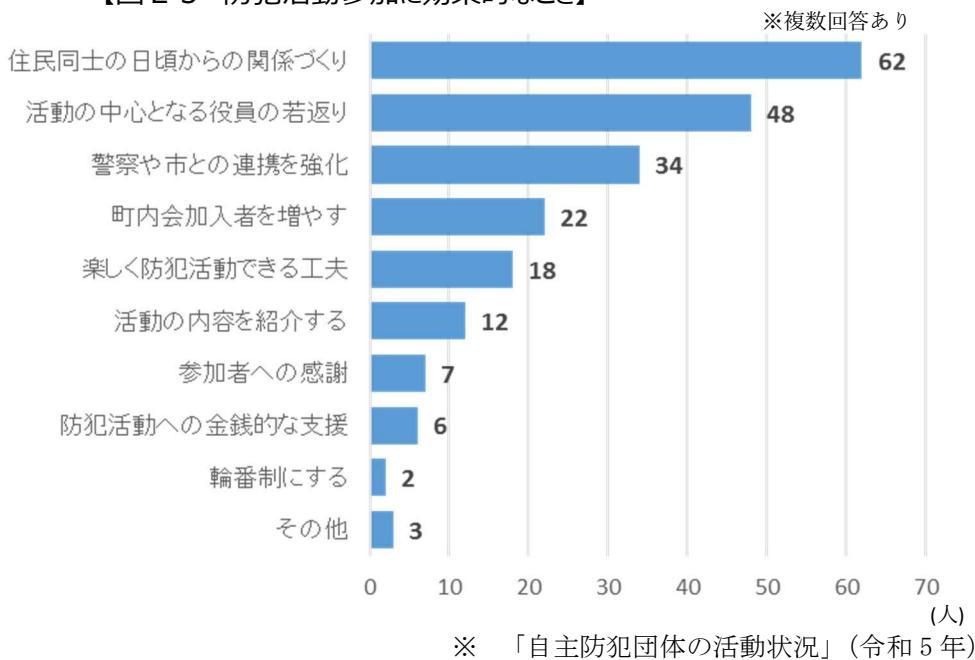
【図2-2 防犯に関する意識の推移】



### ※ 参考

自主防犯団体に「多くの住民が防犯活動に参加するためには、何が効果的だと思うか」伺った結果は、下記のとおりです（図2-3）。

【図2-3 防犯活動参加に効果的なこと】



## 5 安全で安心なまちづくりへの課題

本市における犯罪情勢や市民意識、地域の防犯活動の現状などを踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上での課題を次のとおり整理します。

### ■ 課題 1 防犯意識の向上

アンケートでは、犯罪にあわないよう意識を持って暮らしている市民の割合は、9割を超えていましたが、令和元年に比べると若干減少しています。

刑法犯の6割以上を占める窃盗犯の中でも、近年、多発している自転車盗などは、日々の暮らしの中に、さらに防犯意識が浸透することで、被害を防ぐことができます。

防犯についての意識を高めることは、多くの犯罪被害の防止につながることから、市民一人一人の防犯意識の向上を図る必要があります。

### ■ 課題 2 地域における防犯力の向上

自主防犯団体へのアンケートでは、地域の防犯活動を進めるうえでの課題として、「住民同士のコミュニケーションの促進」が最も多く挙げられており、地域のつながりの希薄化による地域防犯力の低下が懸念されています。

自主防犯団体による積極的な活動は、地域防犯の要といえますが、主体となっている町内会の加入率は年々減少しており、今後も、高齢社会の進行により担い手が不足し、地域防犯力の維持に影響が出ることが危惧されます。

地域における防犯活動が継続されるよう、多くの方の参加が必要です。

### ■ 課題 3 安全で安心な環境の整備

市内における犯罪の多くは、市民生活に身近なところで起こっています。アンケートでも、犯罪にあうかもしくないと不安に思う場所として「道路」や「公園」など、公共の場所をあげる割合は高い傾向にあり、そのような場所の不安を減らす環境整備が必要です。

また、市に期待する防犯対策として「通学路や公園などへの防犯カメラ設置」の割合が高く、市による環境整備に加えて、防犯カメラの設置促進により、安全で安心して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

# 第3章 施策の体系と主な取組

## 1 施策の体系

本計画の目標達成に向けて、今後の防犯施策を推進する際の基本的な視点や主な取組み等について、以下のとおり整理します。



## 2 主な取組

### 【視点 1】

#### 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの 防犯に対する関心を高める

犯罪にあわないためには、どのような場所でどのような犯罪が起きているかといった犯罪情報と、それを防ぐために有効な防犯知識を持ち、自分を守る行動の実践につなげていくことが必要です。

被害者の約8割を高齢者が占める特殊詐欺は、平成15年頃から発生が目立っているオレオレ詐欺以来、新しい手口が次々と現れ、毎年甚大な被害が発生しています。また、闇バイトで集めた若者などを実行犯とする、匿名・流動型犯罪グループ(略称：トクリュウ)による特殊詐欺や強盗などが広域的に発生していることから、日頃から犯罪情報等に留意し、冷静に対処できるようにしておくことが必要です。

従来の紙媒体などに加えて、高齢者や子どもなど、それぞれが被害にあう可能性が高い犯罪に関する情報を、SNSや街頭大型ビジョンなど様々な広報媒体を活用して広く発信します。

また、各種教室や出前講座を継続して開催し、わかりやすい情報提供に努めます。

#### ○ 主な取組

##### ① 防犯に関する情報発信

市民に役立つ犯罪情報や時期に応じて増加する犯罪などに関して、実効性のある防犯に関する知識を、広報紙やホームページなどの各種媒体を活用して提供します。子どもへの声かけ事案については、小・中・高等学校生徒指導連絡会議と連携し、情報をホームページに掲載し速報性を高めます。

また、地図情報と連動した特殊詐欺や子ども・女性を対象とする犯罪などの発生状況のほか、被害防止対策に関する情報を提供するアプリ、北海道警察の「ほくとポリス」を周知する取組を行います。

## ② 市民に対する啓発活動の実施

街頭大型ビジョンは、高齢者を中心に被害が続く特殊詐欺被害防止や子どもの安全に関する啓発動画を放映します。

また、市民の防犯意識を高めるため、社会の動きが穏ただしくなる年末年始に歳末地域安全運動市民集会を開催します。

その他、各種イベントでの防犯啓発活動や市庁舎への防犯懸垂幕の掲出、不審者情報等を基に青色回転灯を装着した車両によるパトロールを実施します。



### 歳末地域安全運動市民集会

集会後に、子どもたちによる「ふれあいコンサート」を開催しました。



## ③ 防犯に関する出前講座の実施

特殊詐欺被害防止に関する出前講座に加えて、防犯グッズの活用や防犯パトロールなどの地域の安全を守る活動を紹介し、参加を呼びかける講座を新設します。

また、地域防犯組織で活動する市民を対象として、防犯対策や防犯パトロールに関する研修会を開催します。

### 防犯リーダー研修会

苦小牧警察署署員を講師に、市内の犯罪状況と防犯対策等について知見を深めます。



#### ④ 子どもと青少年への安全対応

学校での児童生徒の安全を守るため、全小中学校で実施している教職員研修及び苦小牧警察署と連携した防犯訓練・教室を継続します。また、防犯、防災、交通安全等に係る安全マップの作製・更新を行います。

青少年の健全育成と非行防止の観点から、大型商業施設等の巡回や迷惑行為に関する聞き取り調査を継続します。

#### ⑤ 高齢者等への安全対応

「第2次苦小牧市消費者教育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた消費者教育を推進します。また、高齢者や商取引の知識に乏しい一般消費者をねらう、不当請求などの悪徳商法被害を未然に防止するため、消費者被害防止講座を実施するとともに、自動通話録音機器の無料貸出台数を増加させます。さらに、苦小牧市消費者被害防止ネットワークと連携して、啓発活動や相談活動を行います。

加えて、認知症高齢者等が所在不明となった際に、早期発見及び見守り支援を行う苦小牧市認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業と連携します。

#### ⑥ 外国人との共生社会の実現に向けた取組の推進

市内に滞在する外国人が犯罪に巻き込まれたり、犯罪組織に利用されたりすることを防ぐとともに、外国人と円滑なコミュニケーションを図り、国籍や文化的背景にかかわらず、地域の一員として共生を図っていく必要があります。暮らしに関する様々な相談体制を整備し、行政・生活情報の多言語による提供を行います。



## 【視点 2】

### みんなの暮らしを守るために、お互いに協力し 支え合うまちをつくる

地域の防犯活動を支えるには、自主防犯団体の活動支援や、地域を見守る防犯活動の担い手を増やすことが必要です。これまでの支援を続けていくとともに、他団体の参考となる取組を共有していきます。

活動の担い手が不足している課題の解消に向けては、防犯活動を始めるきっかけとなる「ながら見守りタイ！」活動を紹介し、参加を呼びかけます。

#### ○ 主な取組

##### ① 自主防犯組織への支援

防犯のぼり旗や各種パトロール用機材の支援を引き続き行い、青色防犯パトロールに関する各種申請手続きを補佐します。また、好事例となる他団体の取組事例を発信するなど、地域防犯組織の活性化を図ります。



柏木町町内会による  
防犯パトロールの様子

#### “見ている目”のぼり

目のデザインは、人から見られていることを意識させ、犯罪を思いとどませる効果が期待できます。



## ② ながら防犯の啓発・支援

防犯の啓発・支援「ながら見守りタイ！」は、個人での参加を基本としていますが、活動の自由度と趣旨に着目してオリジナルビブスを作成する団体が参加するなど、担い手の広がりが見られます。さらなる参加者の拡大を図るため、ウォーキングフェスティバルなど各種イベントでの募集活動を拡大します。加えて、連携協定を締結している民間企業等にも協力を依頼します。



(ウォーキングしながら見守りタイ！)

(とまこまいマラソン会場での募集活動)

## ③ 「こどもSOSの家」・「こどもSOSカー」の実施

「こどもSOSの家」ステッカーを添付し、子どもが不審者などに遭遇した場合の保護と警察への通報を依頼します。一般住宅や事業所などへの協力依頼を継続するとともに、公用車に「こどもSOSカー」ステッカーを添付し、子どもが身の危険を感じた時に対応します。また、子どもの危険行為や交通マナー、帰宅時刻等の指導や不審者から子供を守るために、青色回転灯を装備した車両で市内を巡回します。

④ 空き家の維持管理に関する相談体制の整備

犯罪抑止の観点からも空き家の管理についての相談を受けるとともに、所有者に対して適切な維持管理を求めます。

**あなたの  
大切な自宅や空き家、  
今後、どうしますか？**

**予防・相続編**

**あなたの大切な空き家  
どうなってますか？**

**管 理 編**

**あなたの大切な空き家  
新たな道を  
歩みませんか？**

**活 用 編**



苫小牧市では「空家等対策の推進に関する特別措置法第6条」に基づき、空家等対策計画を平成30年度に策定いたしました。  
この計画に基づき、空き家の発生抑制、適切な管理、空き家の活用をお願いしています。



苫 小 牧 市

### 【視点 3】

#### 犯罪が起きにくいまちをつくるため、 環境の安全性を高める

市民アンケートで「安全で安心して暮らせるまちを実現するために市に期待する取組」については、「犯罪防止に配慮した環境の整備」が最も多いことから、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き進めます。

防犯カメラについては、「苫小牧市防犯カメラ設置 5か年計画（平成 27 年度～令和元年度）」において主に公共施設を中心に、「苫小牧市防犯カメラ設置 5か年計画（令和 2 年度～6 年度）」では、公園や通学路へ重点的に設置してきました。犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つという考え方から、市民からの要望も高く、引き続き設置を促進していく必要があることから、本計画の中で取り組んでまいります。

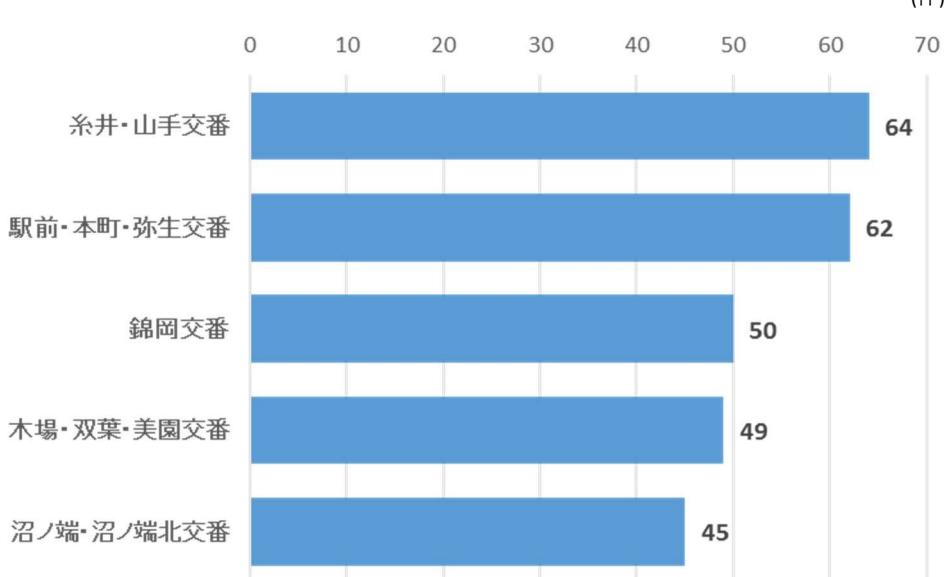
#### ○ 主な取組

##### ① 防犯カメラの設置

道路と公園は、犯罪にあうかもしれない多くの市民が不安を感じる場所です。また、子どもに対する声かけなど、重大な犯罪の前兆事案の発生が多い場所でもあることから、引き続き通学路を中心とした道路と公園に設置を進めます。

設置場所については、交番管轄区域ごととし、令和元年から令和 5 年の前兆事案発生件数を参考に（図 2 4）、具体的な設置場所については、

【図 2 4 管轄区域別前兆事案の発生件数】



年度	交番	管轄区域
7	糸井交番 山手交番	字糸井、日吉町、光洋町、有明町、永福町、小糸井町、日新町、豊川町、桜木町、川沿町、柏木町、しらかば町、有珠の沢町、はまなす町1丁目、宮の森町、桜坂町 山手町、啓北町、北光町、花園町、見山町、松風町、字高丘の一部（苦小牧川以西）
8	駅前交番 本町交番 弥生交番	王子町、表町、若草町、旭町、末広町、元中野町、新中野町、港町、汐見町 本町、大町、寿町、本幸町、高砂町、錦町、幸町、栄町、浜町 弥生町、白金町、青葉町、大成町、新富町、矢代町、元町
9	錦岡交番	字錦岡、ときわ町、澄川町、美原町、青雲町、宮前町、のぞみ町、もえぎ町、明徳町、はまなす町2丁目、錦西町、北星町、字樽前
10	木場交番 双葉交番 美園交番	緑町、木場町、清水町、春日町 双葉町、音羽町、日の出町、住吉町、泉町、三光町1丁目から4丁目 美園町、新明町、明野新町、明野元町、新開町、柳町、三光町5丁目から6丁目、字高丘の一部（苦小牧川以東）、字丸山
11	沼ノ端交番 沼ノ端北交番 勇払駐在所	沼ノ端中央、字沼ノ端（室蘭本線以南）、字柏原、字静川、勇払の一部（勇払ふ頭以北）、東開町、船見町、入船町、晴海町、一本松町 拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字植苗、字美沢、あけばの町、ウトナイ北、ウトナイ南 字勇払、字弁天、真砂町

過去及び直近の前兆事案の発生状況や、地域要望及び関係機関の意見を勘案して選定してまいります。台数については、各年度8台を基本としますが、カメラ及び周辺機材の仕様等を精査するとともに、国・道補助金等の活用など財源確保に努めて、「プライバシー侵害に配慮」しながら、1台でも多く設置できるよう進めます。

さらに、地域が主体となり安全・安心を進めていけるように、町内会と協力し町内会館等への防犯カメラ付き自動販売機の設置について、町内会及び事業者との協議を進めます。また、ドライブレコーダー搭載車両を運行する事業者による見守り活動を実施し、地域の見守りの目を増やします。

## ② 家庭用防犯カメラ等設置の推進

犯罪の発生を抑制し、安全で安心なまちづくりを促進するため、自らが居住する住宅の敷地内(屋外に限る)に家庭用防犯カメラの設置を促すなど、購入費補助制度の創設も検討します。

## ③ 安全な学校施設の環境整備

学校施設の整備にあたっては、小中学校に防犯カメラを設置するなど不審者の侵入対策を講ずるほか、校舎内外の周囲の見通しを良くして防犯性を高めるなど、安全で安心な学校づくりに努めます。

## ④ 街路灯・防犯灯の整備・管理

夜間における市民の安全及び犯罪被害の未然防止を図るために、街路灯を設置します。また、防犯灯設置費用の補助と定期調査に基づき、不点街路灯を交換します。

さらに、地域防犯力の向上施策、市民や町内会などの協力をいただき、玄関等の夜間点灯を試験的に行います。

## ⑤ 良好的な公共空間の維持

公園や道路などの公共空間の安全性を高めるために、防犯上危険となる死角の減少や見通しの確保に留意した維持管理を行います。

## ⑥ 犯罪被害者の支援

犯罪被害にあわれた方が、一日も早く再び平穏な生活を送ることができるように、関係機関や市関係部署と連携した支援を行います。

また、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対する支援制度創設や、地域全体で犯罪被害者等を支えていく目的に特化した条例の必要性などについて、他市の状況を調査研究して支援充実に努めます。

さらに、犯罪被害者等が相談しやすい窓口づくりを進めます。

## ⑦ 市が行う契約及び公共事業等からの暴力団の排除

市の事務事業が暴力団に利益を与えることのないように、また、公の施設が暴力団の活動に利用されることのないように、苦小牧警察署と連携し暴力団等に該当するかの確認や暴力団等であった場合の排除など必要な措置を講じます。



### 防犯カメラ

記録データは一定期間保存し、事件発生時に速やかに対応します。



## 第4章 計画の達成指標・活動目標と進行管理

### 1 達成指標

計画期間における目標の達成度を評価するため、次の指標を設定します。

#### 【指標1】 市内における犯罪認知件数

犯罪認知件数はピーク時の平成15年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で大きく件数を減らした時期を含めて、減少傾向にあります。

市民の安全と直結する犯罪認知件数を指標に、着実に減少させます。

基準値（R元年）	実績値（R5年）	目標値（R11年）
1,028件	929件	650件

#### 【指標2】 地域の安全についての市民満足度

市民アンケートにおいて、防犯など身近な地域の安全について「満足」、「やや満足」を合わせた割合は、18.6%で令和元年度の14.4%に比べて増加しています。

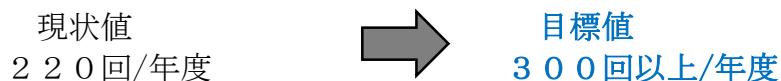
市民の体感治安を指標とし、地域の安全についての市民満足度を増加させます。

基準値（R元年）	実績値（R6年）	目標値（R11年）
14.4%	18.6%	25%

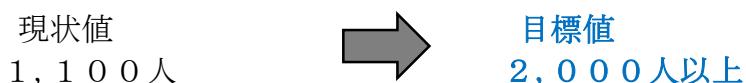
### 2 活動目標

主な取組における活動を評価するため、計画最終年度までに達成する目標を設定します。

#### 【目標1】情報発信活動数（ホームページ・SNS、啓発活動、出前講座など）



#### 【目標2】「ながら見守りタイ！」参加人数



#### 【目標3】防犯カメラ設置台数



### 3 推進体制と進行管理

#### (1) 進捗状況の把握と評価

本計画を計画的かつ総合的に推進するため、計画に掲げる施策の進捗状況について検証と評価を行っていくとともに、計画推進にあたっては、毎年度活動目標を確認し、進捗状況を管理していきます。



#### (2) 推進体制と進行管理

本計画の実施にあたっては、市民、事業者、地域団体、市の関係部署、行政機関と連携が必要です。

防犯施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、様々な分野に関連する市関係部署による連絡会議を開催し、計画の実施状況の把握、点検等を行うほか、北海道、他市町村とも積極的に情報共有や連携を図ります。

施策の検証結果と進捗については、「苫小牧市防犯のまちづくり懇話会」に報告するとともに、懇話会委員などの意見を踏まえて、次年度以降の施策の見直しを行うなど内容の充実を図ります。また、検証・評価の結果については、ホームページなどにより公表していきます。

なお、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化や、国の消費者政策の変更があった場合には、適切に見直しを図ります。